

A19 その執筆や講演が反復、継続、独立しており事業として認められる場合には課税売上に含めることになります。

消費税の課税対象となる取引は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等とされており、この場合の事業とは、資産の譲渡等が反復、継続、独立して行われることをいうものとされています。

また、事業者該当者が、本来の事業に関連する内容の執筆や講演を行う場合には、本来の業務の付随行為に該当し、たとえ 1 回限りでも事業者が事業として行うものに該当します。

したがって、執筆や講演が反復、継続、独立しており事業として認められる場合には課税されることとなりますので、課税売上に含めることとなります。また、免税事業者該当するかどうかの判定も、この原稿料や講演料を含めて判定します。